

台湾の日本産食品輸入規制措置の概要 (平成27年5月15日現在)

| 地域 | 品目 | 規制内容 |
|------------------------|------------------------------------|--|
| 5県 (福島、茨城、栃木、群馬、千葉) | 全ての食品 (酒類を除く) | 輸入停止 |
| 42都道府県 (上記5県以外) | 全ての食品 (酒類を除く) | 産地証明書 ①政府(地方公共団体を含む) (植物検疫証明書、自由販売証明書、衛生証明書等も可) ②政府が授権した機関(商工会議所等) ③業者等が公的機関に確認を受ける |
| | 野菜・果実、水産物、海藻類、 乳製品、飲料水、乳幼児用食品 | 台湾にて全ロット検査 |
| | 加工食品 | 台湾にてサンプル検査 |
| 岩手、宮城、東京、愛媛 | 水産物 | 産地証明書に加え、 検査機関が発行する放射性物質検査報告書 ①中央主管機関が公表 ②その他日本の政府の認証 ③国際認証機関の認証 |
| 宮城、埼玉、東京 | 乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、 ビスケット、穀類調整品等 | |
| 東京、静岡、愛知、大阪 | 茶類産品 | |